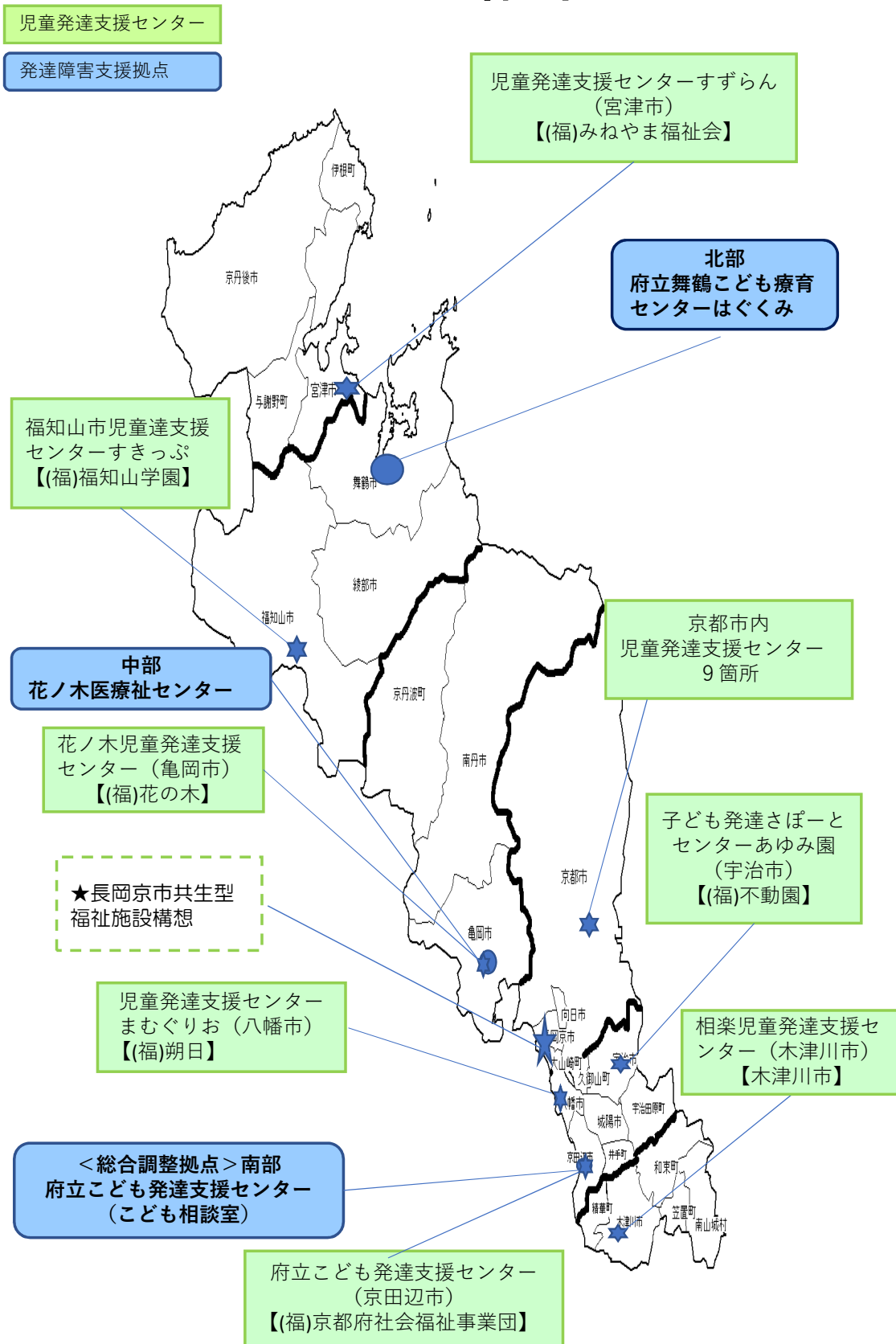


1.児童福祉



種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
児童発達支援センター	児童福祉法	各市町村の障害児支援拠点	児童発達支援、相談支援、保育所等訪問支援等	児童指導員、保育士等
発達障害児支援拠点	府独自	専門医療機関に併設する発達障害児の相談機関	相談支援、関係機関との連携等	公認心理士、臨床心理士等

発達障害者支援
センターはばたき

発達障害者圏域
支援センター

2.障害福祉

障害者生活支援センター「結」

福知山障害者生活支援センター
「青空」

花ノ木医療福祉センター

発達障害者支援センター
「はばたき」

乙訓ひまわり園地域連携室

障害児(者)地域療育
支援センターういる

しょうがい者生活支援センター
「あん」

種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
発達障害者支援センターはばたき	発達障害者支援法	発達障害児者支援の府拠点	相談支援、専門的な助言・指導・研修等	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、臨床心理士等
発達障害者圏域支援センター	発達障害者支援法	発達障害児者支援の圏域拠点	相談支援、地域のネットワークづくり、研修等	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等
基幹相談支援センター	障害者総合支援法	各市町村の障害者相談機関	相談事業者への専門的助言・指導・研修等	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等

3.教育

各地域支援センター

京都府スーパーサポートセンター

京都府総合教育センター

丹後地域教育支援センター
よさのうみ
(与謝野町：与謝の海支援学校)

京都府北部聴覚支援センター
(舞鶴市：聾学校舞鶴分校)

京都府総合教育センター北部研修所
(綾部市)

舞鶴支援学校トータルサポートセンター(TSC)
(舞鶴市：舞鶴支援学校・舞鶴支援学校行永分校)

中丹教育支援センター
(福知山市：中丹支援学校)

京都府視覚支援センター
(京都市北区：盲学校)

京都府聴覚支援センター
(京都市右京区：聾学校)

たんば地域支援センター
(南丹市：丹波支援学校)

京都府総合教育センター
(京都市伏見区)

向日が丘相談・支援センター
(長岡京市：向日が丘支援学校)

京都府スーパーサポートセンター(SSC)
《府総合教育センター内》

地域支援センターやわた
(八幡市：八幡支援学校)

地域支援センターうじ
(宇治市：宇治支援学校)

地域支援センター「サポートJOYO」
(城陽市：城陽支援学校)

井手やまぶき相談・支援センター
(井手町：井手やまぶき支援学校)

南山城相談支援センター
(精華町：南山城支援学校)

京都府南部視覚・聴覚支援センター
《南山城支援学校内》

種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
各地域支援センター	学校教育法	各地域の特別支援教育のセンター的機能	地域の学校・教員への支援、研修協力等	コーディネーター
京都府スーパーサポートセンター	府独自	特別支援教育に関する研修・相談支援機関	専門家派遣による相談、研修支援等	コーディネーター等
京都府総合教育センター	京都府総合教育センター条例	教職員の研修機関	教職員研修の企画、実施等	研究主事等

4.労働

各障害就業・生活支援センター

京都障害者職業センター

京都ジョブパーク

障害者就業・生活支援センターこまち

障害者就業・生活支援センターわかば

京都障害者就業・生活支援センター
(京都市左京区)

京都障害者職業センター
(京都市下京区)

しょうがい者就業・生活支援センターはあとふるアイリス
(京都市南区)

京都ジョブパーク

なんたん障害者就業・生活支援センター
(亀岡市)

しょうがい者就業・生活支援センターアイリス
(長岡京市)

しょうがい者就業・生活支援センター「あん」
(木津川市)

障害者就業・生活支援センターはぴねす
(宇治市)

種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
各障害者就業・生活支援センター	障害者雇用促進法	地域における障害者の職業生活の自立を図る	就業支援と同時に日常生活の支援	就業支援担当員、生活支援担当員、就労移行支援担当者
京都障害者職業センター	障害者雇用促進法	障害者の就業支援、職場定着支援、職場復帰支援、事業主・関係機関への支援	- 障害者の就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等 - 障害者の雇入れや雇用継続、職場復帰等の支援や雇用管理に関する助言や情報提供、事業主向けの講習等	障害者職業カウンセラー、ジョブコーチ等
京都ジョブパーク		就業を支援する総合就業支援拠点	就職活動の入口から出口までをワンストップで支援	カウンセラー等

5.精神保健福祉



種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
京都府精神保健福祉総合センター	精神保健福祉法	精神保健福祉に関する府拠点機関	相談（電話、面接）、家族教室、研修実施、デイ・ケア、精神医療審査会事務、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の交付等	精神科医、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等